

(別紙)

酪農環境負荷軽減支援事業実施要領

(平成23年4月1日付け22生畜第2424号農林水産省生産局長通知) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>持続的酪農経営支援事業実施要領 (22生畜第2424号平成23年4月1日農林水産省生産局長通知)</p> <p>改正 平成23年8月31日 23生産第4304号 最終改正 平成25年5月16日 25生畜第 157号</p> <p>第1 趣旨 持続的酪農経営支援事業は、<u>持続的酪農経営支援事業実施要綱</u>(平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。</p> <p>第2 環境負荷軽減に資する取組に係る書類等の保存 事業参加者は、実施要綱第3の3に規定する環境負荷軽減の取組を実践した内容について、次のいずれかの書類等のうち、それぞれの取組の確認に最も適当な1つ又は複数のものにより明確にし、保存すること。 なお、飼料作物の作付面積を確認する必要がある環境負荷軽減の取組にあつては、第7の1に掲げる書類により要件を満たすことが確認できる範囲内での取組とすること。その際、土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、第7の1に掲げる書類等での確認が出来ない場合は、実測等の手段により面積を明確にするものとする。</p> <p>1～5 (略) 6 <u>パーラー排水等の処理施設、メタン発酵処理施設及び冷温ヒートポンプ等の施設整備及び利用状況が確認できる書類</u> 7 (略) (削る)</p> <p>8 (略)</p>	<p>酪農環境負荷軽減支援事業実施要領 (22生畜第2424号平成23年4月1日農林水産省生産局長通知)</p> <p>最終改正 平成23年8月31日 23生産第4304号</p> <p>第1 趣旨 酪農環境負荷軽減支援事業は、<u>酪農環境負荷軽減支援事業実施要綱</u>(平成23年4月1日付け22生畜第2423号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。</p> <p>第2 環境負荷軽減に資する取組に係る書類等の保存 事業参加者は、実施要綱第3の3に規定する環境負荷軽減の取組を実践した内容について、次のいずれかの書類等のうち、それぞれの取組の確認に最も適当な1つ又は複数のものにより明確にし、保存すること。 なお、飼料作物の作付面積を確認する必要がある環境負荷軽減の取組にあつては、第7の1に掲げる書類により要件を満たすことが確認できる範囲内での取組とすること。その際、土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、第7の1に掲げる書類等での確認が出来ない場合は、実測等の手段により面積を明確にするものとする。</p> <p>1～5 (略) 6 <u>家畜排せつ物の強制発酵処理施設、メタン発酵処理施設及び冷温ヒートポンプ等の施設整備及び利用状況が確認できる書類</u> 7 (略) 8 河川管理者等が証明する、野草の刈り草面積が確認できる書類 9 (略)</p>

